

### 第3回子ども・子育て会議に係る委員のご意見要旨及び区の考え方について

No.	項目	委員意見(要旨)	区の考え方
1	(1)子どもの生活状況調査の報告について (調査票)	別紙1-2、2ページの「保護者の意見」に「アンケートが長いのもっとシンプルにしてほしい。」とあった。お役所の日本語はとても難しく難解に感じる。回答してもらうことが重要事項に思うので、平易でわかりやすい文言をお使いにならると良いかなと思う。	内閣府で提案している生活状況調査の標準的な調査項目と比較して、1/3程度の質問数に抑え、調査したい内容を絞り、15分程度で回答できるよう工夫するとともに、平易な表現に努めました。今回のご意見を踏まえ、今後実施される予定のニーズ調査等では、より優しい日本語を用いた質問項目や回答しやすい構成など、改善を検討してまいります。
2	(1)子どもの生活状況調査の報告について (報告書の記載内容)	分析の担当の方が違うのかコメントの欄の書き方、特に多量の資料を読む時は語尾が印象的だった。コメントを書く時の基準や留意点を教えてほしい。	文章の作成は、経験豊富な専門の事業者に委託し、他の自治体等の類似調査を参考に作成しています。今後も記述の手法や表現については、検討を重ねてまいります。
3	(1)子どもの生活状況調査の報告について (用語)	説明文の中にある「家計急変世帯」は、コロナ禍で発生した名称なのか。今まで聞いたことがないような名称に感じた。	令和3年度から実施している「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」に、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度の住民税均等割が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が『住民税均等割非課税相当基準以下』となる世帯」を、「家計急変者」と定義し、支給対象としています。
4	(1)子どもの生活状況調査の報告について (ひとり親家庭支援)	ひとり親家庭では子育て支援施設や子ども家庭支援センターなど公的機関を頼りにしている人が、他より多いので重要性の実感と更なる充実を望む。	ひとり親家庭の方がご利用できる相談窓口や支援制度を、文京区を含む行政機関等で複数実施しており、必要なときに必要なサービスを受けることができるよう、引き続き、庁内や各機関と連携を図りながら支援を推進してまいります。
5	(1)子どもの生活状況調査の報告について (コロナ禍の支援)	説明資料に、「臨時特別給付等で支援の実施している」とあるが、「制度のはざま世帯や、国基準の所得制限により支援を受けられない世帯への対応は今後の検討課題」とあるが、コロナ禍の対応は“今”でなければ、有効性は見られないのではないか。文京区として、臨時対応はできないものか。	子ども宅食においては、コロナの影響を受けやすい生活困窮子育て世帯に向け、臨時支援や臨時便・増量便を実施するとともに、対象世帯を拡大し、家計急変世帯への配送も行っています。
6	(1)子どもの生活状況調査の報告について (偏りのない支援)	家庭の金銭的な理由で、子どもの体験や学習支援にかたよりのない支援を望む。	生活に困窮している子育て世帯を対象としている「子ども宅食」利用世帯において、企業等からの寄付により、オンラインでの学習支援やダンス教室、書道教室などの体験の機会の提供を行っています。 また、生活困窮世帯学習支援事業においては、生活困窮にある小中学生及び高校生世代の子どもに対する相談支援、学習支援を行っています。学習面・生活面での支援を総合的に行い、高校生世代については居場所の提供も行うことで、孤立感の解消や基礎的学力の向上を図り、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活へとつなげています。

### 第3回子ども・子育て会議に係る委員のご意見要旨及び区の考え方について

No.	項目	委員意見(要旨)	区の考え方
7	(1)子どもの生活状況調査の報告について (事業広報)	<p>報告書(案)における、下記制度を知らない割合について、                      13ページ【2】入学支度資金融資あっせん制度 利用状況 55.6%                      15ページ【5】中学生学校外学習費用の助成 利用状況 52.2%                      16ページ【6】学習支援 利用状況 61.2%                      18ページ【11】子ども食堂 利用状況 78.6%                      43ページ【1】学習支援 認知状況、【2】中学生学校外学習費用の助成 認知状況、【3】受験生チャレンジ支援貸付事業 認知状況 80.0%                      「制度・取組を知らない」という文言に注視して資料を読み進めた。見落としもあるかもしれないが、「知らない」が過半数を超えている項目を上記の通り集めた。子育て世帯にとって良い制度があるのに、知られていないというのはとても残念に思う。</p> <p>また、別紙1-2、2ページ「保護者の意見」において、「知らない取組が多かった、広報を充分にしてほしい。積極的な情報発信をしてほしい。」「今回のアンケートで知らなかった支援事業を知ることができて良かった。」「今回のアンケートで網羅的に乗っていた支援の内容をまとめて区報に掲載してほしい。」とあった。上記段落の意見を踏まえ興味深く読んだ。「知っていれば使えたのに、知らなかったために使うことができなかった。」ということは今後は減らしていきたいと考える。区報は通常は、広報課が発行している。しかし、臨時発行は他部署からも可能であると、新型肺炎ワクチン接種の臨時号区報を読んで知った。本年度は間に合わなくても、例えば令和4年度中に、「子育て支援制度特別号」と題して区報臨時号の発行をするのはどうか。Facebookでも発信し、区報のpdfにリンクしたURLを貼る。掲載内容は、認知状況が低かった項目を主にして、文字数を少なくしてみたらどうか。そうすると、お役所文書という印象が抜けて、目を通したくなる区民が増えるきっかけになる。</p> <p>(例)                      見出し:文京区の子育て支援制度ご存知ですか?                      項目:入学支度資金融資あっせん制度・中学生学校外学習費用の助成・学習支援・子ども食堂</p>	<p>子育て世帯への事業周知については、区ホームページやフェイスブック、ツイッター等での発信だけでなく、ポスターやチラシによる紙媒体による広報も合わせて行っていますが、お子さんの年齢や世帯構成、世帯収入により、制度を利用できる対象者(世帯)が異なることから、一斉に周知しても、「記憶に残らない」結果となることが多くあります。</p> <p>子ども宅食では、利用者が「生活困窮子育て世帯」という大枠でくられているため、事務局が取捨選択した情報をプッシュ型で発信することにより、対象者に必要な情報が手元に送られることとなります。このことにより、制度やサービス等への理解や利用につながっていくことがわかってきました。</p> <p>情報発信の手法については、引き続き研究していきながら、必要な人に必要な情報が届くよう、工夫してまいります。</p>
8	(1)子どもの生活状況調査の報告について (事業広報)	<p>「知らない」の率がどの項目も多かった。更なる広報活動に期待する。</p>	
9	(2)(仮称)文京区児童相談所設置に向けた検討状況について (運営計画)	<p>周囲の状況を見極め、確かな情報収集をして施策を打ち出す文京区なので、運営計画は確かなものだと思う。幼児虐待が増加する中、喫緊な課題なので早期実現を願う。</p>	<p>令和7年度の児童相談所設置に向けて、運営計画(案)に基づき、関係機関との調整や施設整備などの準備を着実に進めていきます。</p>

### 第3回子ども・子育て会議に係る委員のご意見要旨及び区の方針について

No.	項目	委員意見(要旨)	区の方針
10	(2)(仮称)文京区児童相談所設置に向けた検討状況について (運営計画)	減ることのない児童虐待問題等、文京区はそう多くはないと思うが、件数の問題だけではなく、母子関係、特に子に対する意識、人としての育ちに問題が見える。児童相談所への充実した機能、適切な運営がされることに期待し、現在も対応していることと思うが、孤立させない、とりこぼしのない親支援の仕組みをしっかりと構築することを望む。	児童虐待問題への対応としては、児童虐待が発生した場合に子どもの安全を確保することや、保護者に対する働きかけが非常に重要です。児童虐待を予防するための制度作りも重要であり、その対応としては、児童福祉と母子保健の機能の協力が必要であり、全ての妊産婦、子育て世代、子どもの一体的な相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることを国が法改正に向けた方針として出しています。児童相談所の設置を契機として、区全体の児童と家庭の福祉の向上に向けて、虐待の予防から、再発を防ぐ支援までを適切に行うことができる仕組みづくりを検討しています。
11	(2)(仮称)文京区児童相談所設置に向けた検討状況について (新たな児童相談体制)	相談所とセンターの明確化とともに連携が重要と思うが、以前(新たな前)の相談所の機能は都に依頼していたのか。	児童相談所は都道府県、政令指定都市、中核市が設置しており、東京都で言えば、東京都が全都において児童相談所を設置、運営してきました。平成28年の児童福祉法改正により特別区でも児童相談所の設置が可能となり、文京区は、児童相談所の設置を決定しました。令和7年を予定しています文京区児童相談所が設置できるまでは、東京都児童相談所の対応を受ける形です。
12	(2)(仮称)文京区児童相談所設置に向けた検討状況について (里親制度の普及啓発に関する取組)	里親等委託率は緩やかに伸びているということであるが、里親制度そのものへの周知が十分でないと感じられている。区としても、制度の普及啓発として取り組まれているようだが、このコロナ禍では人が集まるイベントも実施できず、計画通りには難しかったと思う。私自身は保育団体に属している立場で、1か月前に里親制度についての話を聞くことができた(リモート)。文京区でも身近な保育園関係(園長)に周知することは可能なのではないかと思います。	令和3年度はコロナ禍のため、毎年開催している養育家庭体験発表会も見送らざるを得ませんでした。しかし、里親制度周知のための動画を作成しYouTubeに公開、区ホームページから里親制度紹介サイトへリンクを貼る等の取組を行ってきました。今後はご指摘のとおり、文京区の身近な機関である保育園等に里親制度の周知を図り、文京区内部からも里親制度の普及啓発に取り組んでまいります。
13	(3)施設の開設について (保育所)	新設の保育所は働く保護者にとって大変ありがたいことと思う。近年コロナの影響もあると思うが、特に0歳児では定員割れや保育所に子どもが行き、幼稚園の定員割れもあると聞く。文京区として今後の保育所の開設の予定を伺いたい。	令和4年4月2日以降開設予定の園は、令和5年4月1日開設予定の1園((仮称)中央大学茗荷谷キャンパス内私立認可保育所)となっています。現時点では、その後の新規園の開設募集は行っていません。今後、既存園の入園状況等を勘案し、区内の保育ニーズの状況把握に努めながら、必要な整備について検討してまいります。
14	(3)施設の開設について (分園の統合等)	段階的に統合を進めていくことを理解した。運営者が同じ園に進級も可能とはいえ、一般的には園をかわることは、お子さんと保護者にとって大きな出来事になると思うので、引き続き安心して園生活を送れるようにと願っている。2点質問させていただく。 (1)説明資料において「令和3年度の定員は、27人の減となります」とあったが、令和6年度末までに各園を統合した後の第3分園の各年齢の定員が決まっていたら教えていただきたい。 (2)資料第3号の「その他」の部分に「現在、各園に在園しており、進級を希望する園児は、たんぼぼ保育園本園または第3分園に進級可能である」と記載されていた。質問(1)とも関連して、在園児以外でたんぼぼ保育園本園と第3分園に入園を希望した場合、新規に本園と第3分園に入園可能な人数はどの程度になるのか。	(1)令和7年度のたんぼぼ第3分園の定員(予定)数は以下のとおりです。 0歳:6名、1歳:9名、2歳:11名、3歳:12名、4歳:14名、5歳:14名 (2)たんぼぼ第2及び第4分園は3歳児クラスまでのため、進級希望の場合は、本園または第3分園の4歳児クラスへ進級することとなりますが、たんぼぼ保育園において進級調整を行うため、例年4月(一次)募集は行っていません。したがって、新規の受入れ可能人数は、4月(一次)結果通知後にホームページ等で4月(二次)募集予定人数を公表することとしております。
15	(3)施設の開設について (育成室)	保育所開設とともに、育成室の必要性も当然である。年齢とともに必要がなくなってくると思うが、保育所から新1年生になる親子の心配は大きいと思う。学童ではなく、「子どもを育成する」という意味の文京区の名にふさわしい育成室に期待する。	育成室開設に当たっては、プロポーザル等の手法を活用し、文京区の育成室運営方針に基づいた、児童の放課後の健全育成に努めてまいります。